



別紙様式第1号 (第3関係)

令和2年 6月 4日

奈良市議会議長 森田 一成 様

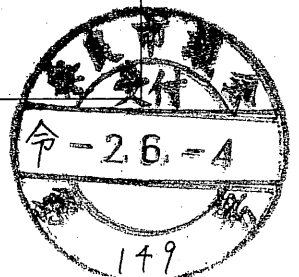
質問者 三橋 和史



文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
所管事務の課題に関する新任部長等の認識について	<p>議会における指摘事項等の取組状況の把握体制については、本年令和2年2月10日付け文書質問においても言及し、十分ではないものの概ね取り上げた趣旨に沿う内容の答弁があった。</p> <p>しかしながら、人事異動により新たに着任した部長、次長及び課長等の管理職員が、異動の日から相当期間が経過しているにもかかわらず、所管事務の課題を適切に認識せず、その解決に向けて職務を遂行することができていない事例が散見される。</p> <p>取り分け、同年4月1日付けで着任した総合政策部長らは、議会における答弁に反し、同年5月15日の時点になっても、職員向けの法務分野に関する研修等の課題について関心を持たず、具体的施策の検討状況さえ認識することができていない状況であった。</p> <p>この件に関する進捗状況について尋ねたところ、総合政策部長らは、管理職昇任候補者選考試験が廃止されるまでの異常な経緯についてさえ把握しておらず、それまでの議会の会議録等を読んでさえいない状態であり、当職に対する説明に臨んだことが明白である。</p> <p>議会における指摘事項等の取組状況の把握体制について、全庁的に取りまとめるべき所管部の責任者である総合政策部長がこのような実態では、行政組織としてもはや話にならない。管理職昇任候補者選考試験が議会における答弁に反して廃止されたことについて、現在において政務調査の対象とされていることを自覚せず、そのために必要な情報を隠蔽し、浅はかな法務知識によりこれを正当化しようとして説明の体裁をなさないという不毛なやり取りにも付き合わされたが、説明責任の一端も見出せない総合政策部長らのこのような姿勢は、奈良市における人事施策は言うに及ばず、全庁における事務の課題の取組状況について深刻な懸念を抱くこととなった。</p> <p>そこで、本年令和2年4月1日以降、議会における指摘事項等の取組状況の把握体制について、総合政策</p>	市長



部において全庁的に取りまとめを行った月日並びに市長及び副市長がその内容を把握した月日を明らかにした上で、進捗状況が芳しくない各事項の具体的な内容及びその具体的な原因、それに関する市長、副市長及び所管部長等の所管課等に対する具体的な指示内容及びその月日について回答されたい。

受付日	令和 2年 6月 4日
送付日	令和 2年 6月 5日